

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

清流の国推進部市町村課

1 条例の趣旨

「住民に身近な事務は、住民に最も身近な市町村が、自ら考え自ら処理することが望ましい。」との考えのもと、「岐阜県事務処理の特例に関する条例」に基づき、県から市町村への権限移譲を推進

2 改正内容

(1) 農地法に基づく事務を既に移譲している市町に、新たに事務（1項目）を移譲

- ・農地法の一部改正により、知事の事務として新設された「違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じない等の場合に、その旨を公表する事務」を移譲

※移譲先：高山市、羽島市、各務原市、飛騨市、郡上市、富加町、川辺町、八百津町、白川町

(2) 条例で既に移譲対象となっている事務について、権限を移譲する市町村を拡大

事務の根拠法令	移譲する事務	移譲先
母子及び父子並びに寡婦福祉法	売店設置情報などの通知 1 項目	関市
特定非営利活動促進法	N P O 法人の設立認証等 2 7 項目	高山市

(3) その他所要の規定整理

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日